

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成二十五年十月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十五年八月二十九日奈良県指令郡土第八一―二七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十五年十月十日郡土第五一八号

三 開発区域に含まれる地域

天理市田井庄町二七七番一、二七七番三及び二七七番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市田井庄町三六四番地

柴田岩昭